



Data

監督: ミミ・レダー
 脚本: ダニエル・スティエブルマン
 出演: フェリシティ・ジョーンズ/
 アーミー・ハマー/ジャステ
 イン・セロー/キャシー・ベ
 イツ/サム・ウォータースト
 ン/スティーヴン・ルート/
 ジャック・レイナー/ケイリ
 ー・スピーニー

👁️👁️ みどころ

原題でも邦題でも何の映画かわからないが、こりゃれっきとした弁護士モノ！法廷モノ！85歳の今はリベラル派の最高裁判事、若き日の1970年当時は、女性差別と闘う女弁護士。それが、ルース・ギンズバークだ。

500人中女性は9名。それが1956年当時のハーバード大学法科大学院の“実態”だったから、いくら優秀でも女はつらいよ！「女だから」というだけで弁護士になることすらままならなかったらしい。しかし、なぜ“専業主夫”は許されないの？そんな訴訟と巡り会い、世の偏見と闘い始めると・・・。

チャーチルやJFKの演説もいいし、『チャップリンの独裁者』(40年)の演説も心に残るもの。しかし、本作ラストに見る(聴く?)ルースの5分32秒の弁論もグッド！

法曹を目指す若者は男も女も、こんな女性の闘う姿とこんな弁論に感動し、理想の弁護士像を固めていかなければ・・・。

— * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — *

■□■原題も邦題も?実は弁護士モノ! 法廷モノ! こりゃ必見! ■□■

本作の原題は『ON THE BASIS OF SEX』。そりゃ一体ナニ?本作のパンフレットにある上野千鶴子氏(社会学者)のコラム「法は……時代の空気に左右される」によると、これは「法にもとづいて」という意味だが、それでもなお、わかったようなわからないような……。私の英語力では、その意味するところの読解は難しい。他方、邦題の『ビリーブ 未来への大逆転』も一体ナニ?ビリーブは“believe(信じる)”だが、「未来への大逆転」というサブタイトルの意味は?このように、本作は原題からも邦題からも一体何の映

画かサッパリわからない。

しかし、チラシを読むと「1970年代アメリカ。世紀の〈男女平等〉裁判に挑んだ、女性弁護士の爽快な感動実話。」と書かれている。その女性弁護士の名前はルース・ベイダー・ギンズバーグ。チラシによれば、現在のルース・ギンズバーグは「85歳で現役の最高裁判事。アメリカでは“RBG”の愛称で知られ、スーパーヒーローのような存在。彼女がデザインされたグッズが街中に売られるなど、アイコン化されている。」とのことだ。つまり、本作は実在する伝説の女性弁護士ルース・ギンズバーグの感動実話らしい。しかも、その脚本はルース・ギンズバーグの実の甥が書いたらしい。

時代は1970年代だが、その時代はアメリカでも女性が職に就くのは難しく、自分の名前でクレジットカードさえ作れなかったらしい。もっとも、そんな時代だったから、逆に男性は“専業主夫”になれなかったらしい。そんな時代状況の中、当時はまだ少なかった第一線で働く女性弁護士ルース・ギンズバーグが勝利した史上初の男女平等裁判とは？なるほど、本作は実は弁護士モノ、法廷モノなのだ。すると、こりゃ必見！なお、本作のパンフレットには中林美恵子氏（早稲田大学教授 米国マンスフィールド財団名誉フェロー）のコラム「ルース・ギンズバーグの功績と私たちの未来」もあるので、これも必読！

■□■阪大法学部の女性は160人中6名！アメリカでは？■□■

日本で女性に参政権（投票権）が与えられたのは戦後のこと。しかして、1946（昭和21）年4月10日に行われた戦後初の第22回衆議院議員総選挙（帝国議会議員選挙）では、20歳以上の男女3687万8420の有権者（男性：1632万752、女性：2055万7668）のうち、72.08%（男性：78.52%、女性：66.97%）が投票した（白票や無効票を除いた実質投票率63.38%）というから女性の意識はすごい。そして、議席総数466のうち、当選した女性議員は39名だったから、かなりのものだ。他方、私が大阪大学法学部に入学したのは1967年4月だが、その時の学生160人のうち、女性はわずか6名だった。

しかし、民主主義の先進国アメリカは、日本とは異なり、1970年当時も男女平等の国？そう思っていたが、何の何の！貧しいユダヤ人家庭に生まれたルース・ギンズバーグ（フェリシティ・ジョーンズ）は、「すべてに疑問を持って」という亡き母親の言葉を胸に努力を重ねて、名門ハーバード大学法科大学院に入学したが、1956年当時、500人の学生のうち女性はわずか9人で、女子トイレすらなかったらしい。1960年代のNASA（米航空宇宙局）で働く3人の天才女性黒人数学者を主人公にした『ドリーム』（16年）を觀ても、1960年代の黒人差別と女性差別はひどいもので、NASA本部の建物には有色人種用のトイレもなかったらしい（『シネマ41』198頁）。

しかして、本作導入部では、1956年にハーバード大学法科大学院に入ったルースが、学部長のアーウィン・グリズウォルド（サム・ウォーターストン）からひどい歓迎の挨拶

を受けるシーンが登場する。それは、1人1人の女子学生に自己紹介してもらうについて、彼が「女子学生は、男子の席を奪ってまで入学した理由を話してくれ」と質問するシーンだ。もちろん、彼自身はそれが女性差別発言であるとは考えていないわけだが、それを聞いたルースのショックは大きかった。そこで、ルースは「法科の2年生にいる夫のマーティンを理解できる良き妻になるためです」とユーモアたっぷりに切り返したが、さてグリスウォルドはこれをどう受け止めたの・・・？

■□■首席で卒業しても弁護士への道遠し！女はつらいよ！■□■

弁護士を業にしている私は1967年4月に阪大法学部に入學し、3年間学生運動に明け暮れた後、一転して司法試験の勉強に打ち込み、1971年10月に合格。1972年4月から2年間の司法修習を経て、1974年4月に弁護士登録した。他方、公式ホームページによると、ルース・ギンズバーグの経歴は次のとおりだ。

ルース・ギンズバーグは1950年に周囲の反対を押し切ってコーネル大学に入學し、同大学を卒業した後、大学で知り合ったマーティン・ギンズバーグ（アーミー・ハマー）と結婚し、娘ジェーンを出産した後、1956年に夫と共にハーバード大学法科大学院に入學。その後、優秀な成績のままコロンビア大学法科大学院に移籍し、1959年に同大学院を首席で卒業して弁護士の道を目指した。ところが、女だからというだけの理由で雇ってくれる法律事務所がなかったため、やむなく1961年からリサーチ・アソシエイト（判事の書記）として勤務した。そして、1963年にラトガース大学で法学の教授の仕事にありつけたため、1972年まで同大学教授となり、1972年から80年まではコロンビア大学で教鞭をとった。そして、1980年にカーター大統領により控訴裁判所の裁判官に抜擢され、アメリカ史上2人目の女性裁判官になり、更に、1993年8月クリントン大統領により連邦最高裁判事に指名されて、86歳の今、なお現役で活躍中だ。

ちなみに、2016年1月にトランプ大統領が登場したことに伴って、憲法違反を巡る訴訟案件が増える中、最高裁判事の1人1人について“保守”か“リベラル”かの「色分け」がされているが、ルース・ギンズバーグは当然リベラル派。アメリカの最高裁判事に定年制がないことにはビックリだが、2018年11月、ルースが転倒事故によって肋骨を折ったため「ルースは引退か？」と騒がれたが、何とか復活したらしい。トランプ大統領は既に2人の保守系判事を送り込んでいるため、保守vsリベラルの比率は既に5：4になっているから、もしここでルースが引退すれば、その比率がさらに6：3になることは目に見えていた。もしそうなれば・・・？2月14日に“国家非常事態宣言”をした上で、強引にメキシコの壁の建設費用を確保しようとしているトランプ大統領に対しては、野党民主党が「権力の著しい濫用」だと反発している上、支出差止の訴訟が各地で起きているが、それが認められなくなることは明らかだ。

そんな現実的な興味もあるが、本作ではそれはさておき、ハーバード大学法科大学院を

首席で卒業しても弁護士になれないルース・ギンズバーグの「女はつらいよ！」ぶりを、しっかり観察したい。

■□■なぜこの事件に注目？男性の専業主夫はなぜダメ？■□■

本作導入部では、優秀な成績で法科大学院を卒業して弁護士になり、有名な法律事務所でもっと出世街道を歩んでいた夫のマーティンが、ある日突然ガン宣告を受けるストーリーが登場するが、ルースの看病よろしきを得て、それは克服できたらしい。その結果、弁護士のマーティンと大学教授として女性学の教鞭をとるルースが一人娘の子育てをしながら、二人三脚で歩む人生になるが、ある日ルースが、“ある事件”に特別な興味を持ったところから、本作の本格的ストーリーが始まっていく。

その事件とは、親の介護に専念するために会社を辞めた男性チャールズが、税金を申告するについて、介護費用の控除が認められなかったケース。これは、当時の法律は親の介護は女性の仕事だと決めつけていたため、女性もしくは妻を亡くした男性は介護費用の控除が認められるが、独身の男性は控除が認められなかったケースだ。それはおかしいと考えたチャールズは訴訟を提起したが、一審は敗訴したらしい。日本でも昔から「配偶者控除」の制度がある。これは、夫の所得税の計算について、妻の収入が一定額以下であれば、一定額が「配偶者控除」されるもの。しかし、それでは妻の収入が大きくなるとそれを別途申告しなければならないことになるから、この制度には昔から賛否両論があった。税法は複雑怪奇だが、夫のマーティンは税法の専門家の呼び声高い弁護士だったからそんな事件にも興味を持って研究していたが、ルースはこの事件の“男女差別”の面に目を付けたわけだ。つまり、女性なら母親の介護のために会社を辞めても何のマイナスもないのに、男性なら“専業主夫”になると税法上のマイナス面が生じるのは、男女の（逆）差別で憲法違反だと考えたわけだ。

難しい論点、細かい論点は各自勉強してもらいたいですが、本作のポイントは、要するにルースはそんな男女の（逆）差別に注目し、この事件に弁護士として関与したいと奮い立ったことだ。そんなルースを、夫のマーティンはあらゆる方面から援助。「控訴しても勝てるかどうかかわからない」と当事者の男性は控訴を渋ったが、ルースは「きっと勝てる！」「やらせてくれ！」と意気揚々だ。その結果、周りの（男性）弁護士からの「100%負ける！」の声をよそに、以降ルースはこの事件勝訴のために懸命な努力を続けていくことに・・・。

■□■新判例を獲得する難しさは？その快感は？■□■

司法試験に合格して弁護士になるのは難しいが、それは人並みの努力をすればできること。しかし、弁護士になった後、通り一遍の仕事をするだけでなく、“日本初の新判例”を獲得するのは極めて難しい。そのためには、さまざまな分野にアンテナを張って情報を集め、法の矛盾や限界についてしっかり自分の意見を持ち、それを克服する理論を構築する

必要がある。ルースはその分野が“女性学（＝男女不平等問題）”だったが、1974年に弁護士登録し、1984年以降都市問題をライフワークとしてきた弁護士の私には、その分野が都市再開発問題だった。そのため、私は当時ルースと同じように、100%敗訴間違いなしと言われていた「阿倍野再開発訴訟」を1984年9月11日に提訴し、1審は予想通り敗訴した（1986年3月26日）ものの、控訴審で画期的な勝訴判決を獲得し（1988年6月24日）、最高裁でもそれを維持することができた（1992年11月26日）。この最高裁判例は都市再開発の事業計画決定を巡る判例としてどの教科書にも載っているが、私はその他、津山の再開発問題でも①市街地再開発組合の総会決議無効確認請求訴訟、②市街地再開発組合の賦課金滞納処分取消請求訴訟、③市街地再開発組合の破産申立事件、等についての新判例を次々と獲得している（詳しくは『津山再開発奮闘記 実践する弁護士の視点から』文芸社・2008年参照）。

ルースがチャールズ訴訟の控訴審を引き受けるについて、「無償でもいい」と自ら売り込んでいった姿勢は如何なもの？と思えなくもないが、大切なのは弁護士として現状の矛盾を敏感に感じとれば、それを訴訟提起していく熱意だ。去る3月21日の夜に引退会見をしたイチローも「やりたいと思ったことに挑戦することが大切。それに全力でぶつかれば結果は自分で納得できるはず」と語っていたが、まさにその通りだ。私は阿倍野再開発訴訟では100%敗訴の予想とは真逆の勝訴判決を獲得できたが、さてルースは・・・？

■□■応援したのは誰？冷ややかな傍観者は誰？■□■

私が阿倍野再開発訴訟を提起したことにも数人の法学者は興味と賛意を示してくれたし、数名の新聞記者は興味を持って記事にしてくれた。しかし、大半は冷ややかな傍観者だった。私がいくらその訴訟の意義と判例変更の必要性を訴えても、問題点の所在に興味を持ってもらうまでが大変だし、少しは興味を持って、それぞれ自分の仕事が忙しいから「そこまで」となるのは仕方ない。すると、チャールズ訴訟の控訴審に取り組み始めたルースの場合、それを応援したのは誰？冷ややかな傍観者は誰？

ルースが最初に協力を求めたのは、米国自由人権協会のメル・ウルフ（ジャスティン・セロー）。しかし、彼ですら「勝てるわけがない」の一言でシャットアウト。次にルースは女性の権利のために長年闘ってきた憧れの女性弁護士ドロシー・ケニオン（キャシー・ベイツ）に協力を求めたが、ドロシーからも「社会が変わらないと法律は変わらない。まだその時期じゃない」と冷たく言われ、追い返されてしまった。他方、夫のマーティンがルースに協力したのは当然だが、マーティンのボスはそれを許してくれたの？もしそれを許してくれなければ、マーティンは大手事務所を辞めてまで妻の訴訟に協力するの？そんな問題もあったが、マーティンのボスは「絶対に勝てない」と断言したものの、訴訟への関与は許してくれたから、ヤレヤレだ。

このように八方ふさがりのルースに意外な勇気をくれたのは、当時15歳になっていた

娘のジェーン（ケイリー・スピーニー）。何事にも完璧な母親を持てば反抗期の娘がそれに反発するのは当然。ジェーンもそうで、授業をサボってはさまざまな集会に参加していたから、子育て面でもルースの心配は広がっていた。しかし、そんなジェーンから「時代は変わった」と言われると、妙に納得感が！そう、ルースがハーバード大学法科大学院に入学した1956年から15年も経ち、時代は、そして男女平等の意識は、大きく変わっていたわけだ。なるほど、なるほど。

もっとも、訴訟への協力・支援はうれしいが、訴訟の維持・勝訴のためには何よりも控訴趣意書の作成が大切。弁護士は弁論能力も大切だが、それ以上に書面作成能力が基本的な能力だ。そのことを私は大阪国際空港弁護団の準備書面作成作業の中で痛感したが、その訓練が阿倍野再開訴訟の書面作りに活かされたことは間違いない。しかし、ルースが心血を注いで作成した控訴趣意書の出来は？送られてきたそれを読み、その内容に心をうたれたケニオンは、ルースと共に闘うようウルフを説得してくれたから、ここでやっとなルースの戦闘態勢が整うことに。さあ、後は高裁での弁論だけだ。「わたしのために闘って」というジェーンの言葉を胸に、ルースは弁論の練習を繰り返し、法廷に臨んだが・・・。

■□■5分32秒の弁論に注目！これぞ米国！さすが米国！■□■

85歳で現役の最高裁判事を務めているルース・ギンズバーグは、アメリカでは“RBG”の愛称で知られ、スーパーヒーローのような存在になっており、彼女がデザインされたグッズが街中に売られるなど、アイコン化されているというから、すごい。日本では考えられない現象だ。また、彼女は①ミシェル・オバマ元大統領夫人、②オプラ・ウィンフリー、③ヒラリー・クリントンに次いで、アメリカで最も尊敬される女性の4位になっている（米調査会社ギャラップ社が2018年12月27日に発表）というからすごい。しかし、弁護士や法学者たちが100%負けると言っていた訴訟の控訴審に“手弁当”で臨んだ当時のルースは全く無名の法学者で、弁護士としての経験もゼロという実に頼りない代理人だった。そのため、ルースは実務的にも有能な夫マーティンのアドバイスや援助を受けながら訴訟を進めてきたが、最後に彼女が行った“弁論”では、せっかく原稿を用意したのに裁判官から次々とちよっかいを出されたため、自説の展開がハチャメチャに・・・。この姿を見た相手方の弁護士はニンマリだ。

このように弁論で行き詰まったのは、裁判官に対してよそ行きのカッコいい弁論をしようとしたため。そう反省したルースはそこで開き直り、原稿を無視して自分の言葉で思いのたけの弁論を！その時間は5分32秒だから特別長いものではないが、それを3人の裁判官が黙ってじっと聴き入ってくれたから立派なものだ。私は『チャーチル ノルマンディーの決断』（17年）で、①リンカーンの演説、②ジョン・F・ケネディの演説、③『チャップリンの独裁者』（40年）の演説、そして④天皇陛下の玉音放送と並んで、「史上最大の作戦」を伝えるチャーチルの演説を味わうべきだと書いた（『シネマ42』115頁）。

しかして本作では、それらの演説とは全く違う法廷での弁論として、本作におけるルースの5分32秒の弁論（演説）をしっかりと確認したい。書面主義が完結している日本の法廷ではロクにしゃべれない弁護士が多くなるのは仕方ないが、それではダメなことはわかりきったこと。そんな弁護士諸君は本作を観てしっかりと弁論の勉強をしなければ・・・。

2019（平成31）年4月11日記